合意書

（以下、「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下、「乙」という）は、下記のとおり合意する。

第１条（被験者となることの承諾）

　乙は、甲に対し、甲の依頼に基づき会話その他の行動をすることを約するとともに、甲が準備設定する機器により、乙が発する音声の録音及び乙の容貌肢体の映像の撮影がなされること（以下、これを「本件実験」という）を承諾する。

第２条（実験目的への協力）

　乙は、甲において不定形の文化情報を研究するため、人の音声・映像データの収録及びこれにより得られたデータのデータ・ベース化を図っていることを認識するとともに、その一環として本件実験が実施されることを確認し、甲の実験目的に協力する。

第３条（データ利用権限）

　甲は、本件実験により収録された音声・映像データについて、自由に分析・編集・複製・改変・加工し、あるいは第三者に提供・公表するなど一切の利用処分をすることができるものとし、乙は、本件実験により収録された音声・映像データについて、著作権・著作者人格権・肖像権・名誉権・プライバシー権その他名目の如何を問わず何らの権利も主張せず、甲による上記データの利用処分について、差止請求・損害賠償請求その他名目の如何を問わず何らの請求も行わない。

第４条（著作権の放棄）

実験中の乙の発言・動作が、著作権法所定の著作物を構成したときは、乙は当該著作物上に成立した著作権を、当然に甲に無償で譲渡するとともに、甲及び甲以外の第三者に対する関係において著作者人格権を行使しないことを約する。

第５条（個人情報保護法上の権利の放棄）

乙は、本件実験により収録された音声・映像データについて、甲及び甲から当該データの提供を受けた第三者に対し、個人情報保護法２４条に基づく利用目的開示請求、同法２５条に基づく開示請求、同法２６条に基づく訂正等請求及び同法２７条に基づく利用停止等請求を行使しない。

第６条（肖像権・プライバシー権の放棄）

　乙は、甲が、本件実験により収録された音声・映像データについて、年齢・性別・職業・住所その他乙を個人として識別可能な状態で、第三者に提供し又は公表することがあることを、予め了解する。

第７条（免責）

　乙は、本件実験中の音声・映像は、すべて収録対象となっていることを確認し、本件実験により収録された音声・映像データの表現が第三者の名誉信用を毀損したり、プライバシー権を侵害したりしないよう留意するものとする。

万一、本件実験により収録された音声・映像データの表現が第三者に損害を与えた場合には、乙がその責任を負担するものとし、甲はその表現内容について一切責任を負わない。

第８条（実験中の健康管理）

乙は、実験中の健康管理をみずからの責任で行うものとし、甲は一切その負担を負わない。

乙は、実験中にめまい、吐き気等体調不良を来たしたときは、何時でも直ちに実験を中止することができる。

第９条（有効期間）

　本合意書の定めは、本件実験により収録された音声・映像データ又はこれを基礎に作成されたデータ・ベースが存続する限り、有効に適用されるものとする。

第１０条（管轄の合意）

　甲及び乙は、本合意書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、誠実に協議のうえ、解決に努めるものとするが、万一、本契約により生じた紛争について訴訟を要する事態となったときは、神戸地方裁判所本庁をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本合意の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その１通を所持する。

　　　平成　　年　　月　　日

　甲

　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　乙（被験者）

　　　住　　所

　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　乙が未成年者の場合

　　本合意書の締結に同意します。

　　　　乙法定代理人親権者父　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　乙法定代理人親権者母　　　　　　　　　　　　　㊞